

発議案第1号

議会閉会中の所管事務調査について

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出があったので承認する。

平成26年 3月 6日

木古内町議会 議長 岩館俊幸

記

委員会名	調査事件
総務・経済常任委員会	1. 総務・経済常任委員会所管の緊急を要する課題について
議会運営委員会	1. 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの会期日程等の議会運営に関する事項について 2. 議長の諮問に関する事項について

意見書案第1号

平成26年 3月 6日

木古内町議会
議長 岩 館 俊 幸 様

提出者 木古内町議会議員 東 出 洋 一
賛成者 木古内町議会議員 佐 藤 悟
賛成者 木古内町議会議員 吉 田 裕 幸

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎が、患者の合計が350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活は困窮をきわめております。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援に実効性を発揮していないとの指摘がなされているところでもあります。

他方、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じておりません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、政府は、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年 3月 6日

北海道上磯郡木古内町議会
議長 岩 館 俊 幸

【提出先】 内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣

意見書案第2号

平成26年 3月 6日

木古内町議会
議長 岩 館 俊 幸 様

提出者 木古内町議会議員 福 嶋 克 彦
賛成者 木古内町議会議員 平 野 武 志
賛成者 木古内町議会議員 竹 田 努

住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・
独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書（案）

東日本大震災をはじめ、未曾有の災害が相次ぐ中、国民のいのちとくらしを守るためには、国の役割が益々重要となっており、国家・地方を問わず公務員の果たすべき役割は拡大しています。

しかし、日本の公務員数は、先進諸国と比較して著しく低い水準にあることは周知の事実です。さらに、国家公務員には連年の定員削減と行政改革推進法による定員純減の施策が行われ、公務職場は慢性的な人員不足で行政サービスに支障をきたしています。JR北海道の相次ぐトラブルが象徴するように、民営・業務委託化による弊害は多く、安全・安心にかかわることは国の責任で行うことが不可欠であり、「国の出先機関」を撤退、縮小するのではなく、全国各地に存在することが欠かせません。

北海道には公共職業安定所、労働基準監督署、地方法務局、地方气象台、地方運輸局、航空管制部、経済産業局、総合通信局、開発局、税務署、地方厚生局、海上保安部をはじめとする国の出先機関が各地に存在し、住民の安心と安全を支えています。また、国立大学、高専、国立病院、日本年金機構といった、公務関連の法人も多数存在し地域の福祉と教育を支えています。

しかし、北海道の人口減少や行政改革の推進、相次ぐ定員削減の影響を受けて、撤退・縮小の傾向にあります。北海道の広大な面積、降雪寒冷地であるなどの地理的特殊性を踏まえると、安易な出先機関などの撤退・縮小は容認できず、行政機関の撤退に伴う地域経済に影響を及ぼし、更なる地域間格差を生み出されることとなります。

更に、現在国が行っている行政サービスについて、民営化、独立行政法人化、業務委託化すると、責任の所在が曖昧となるとともに、営利目的となり利潤が出なければ廃止、地域からの撤退が加速することになりかねません。安易に独立行政法人化や民間委託をすすめることについては反対であり、国による行政サービス維持の観点から下記の事項の実現を要望します。

記

1. 国の出先機関改革にあたっては、廃止、地方移管を前提としないこと。
2. 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充をはかるため必要な人員を確保すること。
3. 現在国で行われている業務について、十分な議論もないなかで、拙速な民営化、独立行政法人化、業務委託化をすすめないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 3月 6日

北海道上磯郡木古内町議会
議長 岩 館 俊 幸

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣